

秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十六号

秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、秋田県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田県条例第三十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(記録の整備)

第二条 無料低額宿泊所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第八号に掲げる事業を行う施設をいう。以下同じ。）は、入居者に対するサービスの提供の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入居者の退所の日から五年間保存しなければならない。

一 提供した具体的なサービスの内容その他必要な事項の記録

二 第十八条第二項の規定による苦情の内容その他必要な事項の記録

三 第十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録

(サテライト型住居の設置)

第三条 一の本体施設（条例第十一条第一項に規定する本体施設をいう。）に附属することができるサテライト型住居（同項に規定するサテライト型住居をいう。以下同じ。）の数は、次の各号に掲げる職員の配置の基準の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 条例第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長（同条第一項に規定する施設長をいう。以下同じ。）のみ 四以下

二 条例第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 八以下

2 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員の配置の基準の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

一 条例第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のみ 二十人以下

二 条例第六条第一項及び第三項の要件を満たす者が施設長のほか一人以上 四十人以下

3 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、条例第九条第一項及び前条に規定する記録のほか、第十条の規定による状況の把握に係る記録を整備し、当該入居者の退所の日から五年間保存しなければならない。

(設備の基準)

第四条 条例第十二条第二項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 居室 次に掲げる基準

(一) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入居者とその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する場合その他の二人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

(二) 地階に設けないこと。

(三) 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、七・四三平方メートル以上とすること。

(四) 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

(五) 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

(六) 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

二 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

三 洗面所 入居定員に応じて適当なものを設けること。

四 便所 入居定員に応じて適当なものを設けること。

五 浴室 次に掲げる基準

(一) 入居定員に応じて適当なものを設けること。

(二) 浴槽を設けること。

六 洗濯室又は洗濯場 入居定員に応じて適当なものを設けること。

2 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 共用室

二 相談室

三 食堂

四 前三号に掲げるもののほか、無料低額宿泊所の円滑な運営に資する設備

(入居申込者に対する説明等)

第五条 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、条例第十四条第一項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び同条第二項の事項（以下これを「重要事項等」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち(一)又は(二)に掲げるもの

(一) 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(二) 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項等を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製す

るファイルに重要事項等を記録したものを交付する方法

- 2 前項に規定する方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- 4 無料低額宿泊所は、第一項の規定により重要事項等を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第一項各号に掲げる方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入居申込者に対し、重要事項等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

- 第六条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、当該入居者の希望、当該入居者の退居後の環境等を勘案し、当該入居者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

- 3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所その他の関係機関又は相談等の支援を行う保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

- 第七条 条例第十五条第一項各号に掲げる利用料の基準は、次の各号に掲げる利用料の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。

- 二 居室使用料 次に掲げる基準

- (一) 無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

- (二) (一)に規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金その他の金品を受領しないこと。

- 三 共益費 共用部分の清掃、備品の整備その他の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。

- 四 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。

- 五 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。

- 六 基本的なサービスの提供に要する費用 入居者の状況の把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。

- 七 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用 次に掲げる基準

- (一) 人件費、事務費等（前号に掲げる利用料に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

(二) 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

（食事）

第八条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間^しに提供しなければならない。

（入浴）

第九条 無料低額宿泊所は、入居者に対し一日に一回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、一週間に三回以上の頻度とすることができる。

（状況の把握）

第十条 無料低額宿泊所は、原則として一日に一回以上、居室への訪問その他の方法により、入居者の心身の状況その他の状況の把握を行わなければならない。

（施設長の責務）

第十一条 施設長は、その職員に条例第四条から第二十二まで並びに第二条から前条まで及び次条から第二十までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（職員の責務）

第十二条 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。以下同じ。）は、入居者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

（勤務体制の確保等）

第十三条 無料低額宿泊所は、入居者に対し適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、職員の待遇の向上に努めなければならない。

（衛生管理等）

第十四条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（日常生活に係る金銭の管理）

第十五条 条例第十九条ただし書の規定による金銭の管理は、次に掲げるところによらなければならない。

一 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。

- 二 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「金銭等」という。）であつて、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
 - 三 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
 - 四 金銭等の管理は、当該入居者の意思を尊重して行うこと。
 - 五 条例第十四条第一項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
 - 六 金銭等の出納を適切に行うための体制を整備すること。
 - 七 当該入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に当該入居者本人に報告を行うこと。
 - 八 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
 - 九 金銭等の詳細な管理の方法、当該入居者本人に対して行う収支の記録の報告の方法等について管理規程を定めること。
 - 十 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、知事に届け出ること。
 - 十一 当該入居者が生活保護法第六条第一項に規定する被保護者である場合において、当該入居者の金銭等の管理に係る契約を締結し、又は変更したときは、福祉事務所にその旨を報告すること。
 - 十二 金銭等の管理の状況について、知事からの求めに応じて速やかに報告することができる体制を整備すること。
- （揭示及び公表）
- 第十六条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程（条例第七条に規定する運営規程をいう。以下同じ。）の概要、職員の勤務体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。
 - 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後三月以内に、貸借対照表、損益計算書その他の収支の状況を明らかにする書類を公表しなければならない。
- （広告）
- 第十七条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。
- （苦情への対応）
- 第十八条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
 - 4 無料低額宿泊所は、知事からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を知事に報告しなければならない。
 - 5 無料低額宿泊所は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力

しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十九条 無料低額宿泊所は、条例第二十一条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準の適用)

第二十条 第四条第二項の規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第三条及び第二十条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)第五条の規定による改正前の社会福祉法第六十九条第一項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所(以下「届出無料低額宿泊所」という。)が事業の用に供している建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第四条第一項第一号(一)及び四(六)までの規定は、この規則の施行の日から三年間は、適用しない。

3 届出無料低額宿泊所が、平成二十七年六月三十日において事業の用に供していた建物(基本的な設備が完成しているものを含み、平成二十七年七月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室のうち、第四条第一項第一号(三)に規定する基準を満たさないものについては、同号(三)の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる事項を満たすことを条件として、無料低額宿泊所としての利用に供することができる。

一 居室の床面積が、収納設備その他これに類する設備を除き、三・三平方メートル以上であること。

二 入居予定者に対し、あらかじめ、居室の床面積が第四条第一項第一号(三)に規定する基準を満たさないことを記した文書を交付して説明を行い、同意を得ること。

三 入居者の寝具及び身の回り品を入居者ごとに収納することができる収納設備を設けること。

四 第四条第二項第一号の規定にかかわらず、共用室を設けること。

五 居室の床面積の改善についての計画を、知事と協議の上作成すること。

六 前号の規定により作成した計画を知事に提出するとともに、段階的かつ計画的に第四条第一項第一号(三)に規定する基準を満たすよう必要な改善を行うこと。

4 前項の建物については、同項第五号の規定による必要な改善が図られない限り、新たな居室を増築することができない。